

エコマーク商品類型 No.164

「海洋プラスチックごみを再生利用した製品 Version1.0」認定基準書（公開案）

—適用範囲—

海洋プラスチックごみを再生利用した製品。

なお、本認定基準を満たす商品は、他のエコマークの商品類型に該当する製品であっても、本商品類型で申込を行うことができる。

制定予定日 2021年2月1日

有効期限 2028年1月31日

(公財) 日本環境協会
エコマーク事務局

エコマーク商品類型 No.164 「海洋プラスチックごみを再生利用した製品 Version1.0」 認定基準書(案)

(公財) 日本環境協会
エコマーク事務局

1. 認定基準制定の目的

近年、海洋中のプラスチックごみが生態系に与える影響が世界的に注目されている。エコマークでは、エコマーク企画戦略委員会および基準審議委員会などでの審議を経て、エコマークの考え方などを再整理し、「プラスチックの資源循環に関する基本方針」(以下、方針)として、2020年2月3日に策定・公表した。その方針の中では、重点施策の1つとして、再生プラスチックの利用拡大を掲げ、海洋プラスチックごみをリサイクルした製品に関する認定基準を策定することが挙げられている。2019年5月31日に策定された日本の「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」では、廃棄物処理制度によるプラスチックごみの回収・適正処理の徹底が最初の取り組みとして掲げられている。エコマークにおいても、創設当初の1989年からプラスチック廃棄物の再生利用を推進する認定基準を制定しているが、海洋に流出してしまったプラスチックごみを回収してリサイクルする取り組みを推進することで、消費者などの意識を向上させ、プラスチックごみの適正処理を促し、海洋プラスチックごみ自体をなくすことにつなげていきたい。今回、製品を開発する事業者の取り組み、および海洋プラスチックごみ問題に関する消費者の意識の継続的な向上を図ることを目的に、再生プラスチックの中でも海洋プラスチックごみを再生利用した製品に特化した認定基準を策定した。また、資源循環の観点以外にも、ライフサイクル全体を通じて環境負荷低減に資する認定基準の制定を目指した。

2. 適用範囲

海洋プラスチックごみを再生利用した製品。

なお、本認定基準を満たす商品は、他のエコマークの商品類型に該当する製品であっても、本商品類型で申込を行うことができる。

3. 用語の定義

プラスチック	単一もしくは複数のポリマーと、特性付与のために配合された添加剤、充填材からなる材料。なお、本基準では合成繊維もプラスチックに含める。
ポリマー	プラスチック中の主な構成成分である高分子材料。
海洋プラスチックごみ	海岸漂着物処理推進法において規定されている、海岸漂着物等(海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物並び

	に漂着ごみ等)、漂流ごみ、海底ごみに相当するもののうち、プラスチック製のもの。
リサイクル	マテリアルリサイクルのことをいい、材料としてのリサイクルを指す。エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化を含まない。ただし、ポリマーを解重合して得たモノマーを原料として重合して得たポリマーは、マテリアルリサイクルに含む。
処方構成成分	製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分。製造プロセス上、不可避免的に混入する不純物成分は含まない。
使い捨て商品と使い切り商品	本来の材料で繰り返し使われている耐久性のある商品がある分野において、繰り返しての使用を目的としない商品を「使い捨て商品」という。製品の用途や機能、衛生面での配慮、法律的な制約などの理由により繰り返し使用が不可能な製品を「使い切り製品」とし、「使い捨て商品」と区別する。

4. 認定の基準と証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書および関連書類を提出すること。

4-1. 環境に関する基準と証明方法

4-1-1. 省資源と資源循環

- (1) 製品のプラスチック質量に占める海洋プラスチックごみ由来の再生プラスチックの質量割合が、10%以上であること。

【証明方法】

製品総質量、プラスチック材料質量、プラスチック以外の材料質量、海洋プラスチックごみの質量割合を付属証明書に記載し、プラスチック材料に占める海洋プラスチックごみが基準配合率以上であることを証明すること。また、海洋プラスチックごみについては、回収事業者の発行する原料供給証明書と共に、回収された海洋プラスチックごみが分かる写真、回収地域が確認できる地図などの資料、海洋ごみの回収に係る活動資料(自治体からの委託内容が分かる資料や報告資料の写しなど)を添付すること。

- (2) 原料として使用される海洋プラスチックごみの回収から原料化までのトレーサビリティを確認していること。また、海洋プラスチックごみの選別・再生工程で使用できない海洋ごみ等について、適正に処理されていることを確認していること。

【証明方法】

海洋ごみ全体の回収から、海洋プラスチックごみの選別や洗浄、海洋プラスチックごみとともに回収されたその他の海洋ごみについての処理・処分(海洋ごみの品目等の内訳、処理内容など)までの一連の流れが分かる説明文書を提出すること

- (3) 製品は「使い捨て商品」でないこと。

【証明方法】

製品が「使い捨て商品」に該当しないことを付属証明書に記載すること。

- (4) 製品または、製品に添付する取扱説明書、ラベル、カタログなどに、製品に海洋プラスチックごみを再生利用していることおよび海洋プラスチックごみの詳細(回収地点、回収ごみの内容など)の情報提供がなされていること。

【証明方法】

表示内容と表示部分が確認できる写真や設計書を提出すること。

4-1-2.有害物質の制限とコントロール

- (5) 製品および包装に使用されるプラスチック材料は、ポリマー骨格にハロゲンを含むプラスチックを処方構成成分として添加しないこと。

【証明方法】

プラスチック材料について、ポリマー骨格へのハロゲン元素の添加の有無を付属証明書に記載すること。

- (6) プラスチック部品は、別表 1 に規定する重金属類の含有基準値または同等規格を満たすこと。なお、法令(国のガイドライン含む)に基づく規格値などが定められている場合には、それに従うこと。

【証明方法】

重金属類の基準値を満たすための管理方法を説明した文書を提出すること。
また、再生材料を使用したプラスチック部品について、第三者機関または自社などにより実施された重金属類の試験結果を提出すること。試験方法は改正 RoHS 指令などに準拠した方法とする。なお、法令等(国のガイドライン含む)に基づく規格値などが定められている場合には、それに従っていることを示す試験結果などを提出すること。

- (7) 申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大气汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など（以下、「環境法規等」という）を順守していること。
また、申込日より過去 5 年間の環境法規等の順守状況（違反の有無）を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

【証明方法】

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに

関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。

また、過去5年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下のa.およびb.の書類を提出すること。

a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)

b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の1)~5)の資料(記録文書の写し等)

1)工場が立地している地域に関する環境法規等の一覧

2)実施体制(組織図に役割等を記したもの)

3)記録文書の保管について定めたもの

4)再発防止策(今後の予防策)

5)再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

4-2.品質に関する基準と証明方法

- (8) 製品の品質については、日本産業規格(JIS)、または業界などの自主的な規格を満たすものであること。また製造段階における品質管理が十分なされていること。

【証明方法】

該当する品質規格に適合していることの証明書を提出すること。また、製造段階における品質管理が十分なされていることを示す証明書を提出すること。申込製品もしくは申込製品製造工場が、JISの認定を受けている場合は、JISの認定の写しを提出することで、基準への適合の証明に代えることができるものとする。

5. 商品区分、表示など

- (1)商品認定区分は、日本標準商品分類に基づく商品機能別の区分(分類番号の6桁または7桁を目安とする)毎とし、且つ、ブランド名毎とする。色調、大小による区分は行わない。
- (2)エコマークを容器包装に表示する場合には、容器包装がエコマーク認定商品であることがわかるように表示し、内容物とエコマークが無関係であることをわかるようにすること。
- (3)原則として、製品本体などに下記のロゴマークを表示すること。



(記載例)

回収した〇〇などの海洋プラスチックごみをリサイクルした材料を使用しています

(表示方法に関する注記)

- * ロゴマークの表示においては、エコマーク認定番号(8桁の数字)または使用契約者名を表記すること。
- * 「エコマーク使用の手引」2.(2)項に準じて、「エコマーク商品」などを表記してもよい。
「エコマーク商品」、「#エコマーク」、「www.ecomark.jp」、「Eco Mark Certificate」
- * 環境省「環境表示ガイドライン
(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/>)などに準拠して、ロゴマークと関連付けて認定商品の環境主張を表記してもよい。
- * その他、上記に記載のない事項は「エコマーク使用の手引」に従うこと。
(<https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/>)

2021 年 2 月 1 日 制定予定(Version1.0)

2028 年 1 月 31 日 有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。

別表 1 含有率基準値

化学物質名	含有率[wt%]
鉛およびその化合物	≤0.1
水銀およびその化合物	≤0.1
カドミウムおよびその化合物	≤0.01
六価クロム化合物	≤0.1

※含有率は均質物質(全体的に一様な組成で機械的に分離できる最小単位)における含有割合を指す。